# 環境経済建設常任委員会会議録

| | |
|---|---|
| １．招集年月日 | 令和８年３月１６日（月）　　開会　午後　１時１５分<br>閉会　午後　２時１６分 |
| ２．場　　所 | 本館３階　第１委員会室 |
| ３．出席委員 | ◎木下伸一、○岩井智惠子<br>荒川泰宏、奥山文市郎、田中陽介、田中遼　以上６人<br>オブザーバー　津村俊二議長 |
| ４．欠席委員 | なし |
| ５．説　明　員 | 別紙のとおり |
| ６．事務局職員 | 辻昭典事務局長、行俊勉事務局次長、赤坂悦男書記 |
| ７．付議事件 | 令和８年 第２回野洲市議会定例会付託議案について<br>（１）議第３０号<br>野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例<br>（２）議第３１号<br>野洲市下水道条例の一部を改正する条例<br>（３）議第３４号<br>市道路線の認定について |
| ８．協議事項 | 閉会中の継続審査又は調査に付すべき事件について |
| ９．審査内容 | 別紙のとおり |

野洲市議会委員会条例第２９条の規定により、記名、押印する。

令和８年５月２９日

環境経済建設常任委員会
委員長　木　下　伸　一　　印

# 環境経済建設常任委員会（出席説明員）

（令和８年３月１６日）

（市長部局）５名

| 役　　職　　名 | 氏　　名 |
|---|---|
| 都市建設部長 | 布施　篤志 |
| 都市建設部次長 | 今在家　裕幸 |
| 都市建設部次長（国県事業推進担当） | 中村　隆之 |
| | |
| 上下水道事業所長 | 飯田　貴史 |
| 上下水道事業所主席参事 | 大橋　幸司 |

～～～

ものでございます。

改正部分に関しては、議案書の７７ページ、７８ページに別表第１がございます。

７７ページの別表第１が改正前の料金体系で、これに１．４９を乗じ一部端数処理をいたしまして、７８ページの別表第１が改定後の料金体系となります。

参考までに申し上げますと、２か月に１度の検針で、仮に使用水量が４０立米のご家庭では、上下水道料金を合算しますと、現行料金では１万９２３円ですが、改定は１万３，０９０円となり２，１３７円の上昇となります。次世代への負担をできるだけ少なく等を考えたものでございますので、よろしくお願いいたします。

また、令和６年能登半島地震では、被災した宅内配管の復旧が遅れたため、国土交通省からの通知に基づき、他の市町村長が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とするための改正を行うものです。

通常は、野洲市内で給水装置工事を実施する場合、野洲市長が指定した給水装置工事事業者により実施しなければならないと定めているのですが、災害その他非常の場合において、条例第７条の改正により、他の市町村長の指定を受けていれば、野洲市内で給水装置工事の実施を可能とするものでございます。ただし、これはあくまでも災害などによる非常の際の対応でございます。

本条例は令和９年４月１日から施行しますが、第７条の改正については公布の日から施行します。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（木下伸一）　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

荒川委員。

○委員（荒川泰宏）　説明は分かりました。最近の世界情勢ですけども、アメリカ、イランとの戦争というんですか、こういう情勢の中、また、片方ではロシアとウクライナというような、世界が非常に混迷しております。その中で、特にイランの戦争については、ホルムズ海峡の関係で重油というのが非常に高額になってくる。現に、ガソリンスタンドに行きますと値上がりがしてきた。こういう非常に厳しい情勢の中で、そうなりますと、電気料金、ガス、様々に値上げがされてくることが今想定されています。

そのときに、この４９％の水道の値上げというのは、市民にとってどうなのかな。先日も、うちは老人会のお集まりがあったときに、京都新聞の記事を見られた方が、皆さんに、

今度は水道料金４９％値上げやでという話題にちょっとなりまして、そうしたら、私ら年金者にとっては、そんなことという意見が非常に多かったという報告を私は聞きました。現実、毎月給与を取っている者と違って、年金生活等でされている方にとっては、いろんなしわ寄せが来るということで、心配を非常にされています。そういう中でということなので、我々もこれは慎重に審議していかなければならないと思います。

そこで、この水道料金表の給水装置の関係等も出ていますけども、身近で言えば我々湖南４市、草津、守山、栗東、ここら当たりが４０ミリのところで計算すると、大体他の３市は現状どうなっているのかというのが、もし今手元でお分かりでしたら教えていただきたい、このようにまず思います。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○上下水道事業所主席参事（大橋幸司）　上下水道課の大橋でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

今回の料金改定につきましては、大変議員の皆様にもご心配いただいているところでございます。ご指摘のとおり、背景としましては長引きます給水収益の低迷と、一方、今もお話もございましたけども、物価上昇に伴う営業費用の増大、それから、老朽化した管路等施設については順次解消していかないといけませんので、一定の更新財源、それから、財政シミュレーションということを踏まえた上で、今ございました運営委員会での貴重なご審議をいただいてご提案させてもらっているものでして、荒川委員のご指摘の湖南エリアの中でどうなのかといったところですけれども、まず、野洲市は５番目に安いんですが、湖南４市については、４０立米という単位で申し上げますと、草津市さんが一番安いです。これが約４０立米で、税抜きで計算しますと３，５００円ぐらいです。

続いて長浜市さんが安いんですが、これは税抜きで４，０００円ほどです。その次に安いのが守山市さん、合わせますと４，５００円ほどです。

彦根市さんが続きまして、今申し上げました野洲市が、現在の料金で言いますと５番目に安い４，６００円ほどになります。

栗東市さんは、料金改定もされましたけれども、もう少し後ろのほうになっています。

こういったところからも、野洲市については、現在県内で５番目に安いと。順位だけで申し上げますと、以上になります。

以上でございます。

○委員長（木下伸一）　荒川委員。

○委員（荒川泰宏）　まず、前回の値上げは何年に行われましたんですかね。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○上下水道事業所主席参事（大橋幸司）　上下水道課の大橋でございます。

前回の値上げは平成２９年。今回料金改定をお願いしておりますのが令和９年４月１日施行ですので、間としては１０年間になります。この１０年間といいますのは、国が定めます水道料金の算定要領というのがオールジャパンでございまして、その算定要領上は、おおむね３年から５年置きに料金の検討を行うというのが標準期間となっております。

前回、令和３年に検討を行ったんですが、諸々の事情で据置きとなったところです。そのもう一つ前、平成２９年度に１４％の改定を行っております。

以上でございます。

○委員（荒川泰宏）　分かりました。取りあえず一旦。

○委員長（木下伸一）　他に質疑はございますか。

田中遼委員。

○委員（田中　遼）　今、以前の料金改定は平成２９年度という話があったんですけど、さらにその前というのがいつか知りたいです。市民としては、何年置きに変わるというイメージを持ってもらったらいいのかなというのが知りたいからです。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○上下水道事業所主席参事（大橋幸司）　上下水道課の大橋でございます。

まず、中主町と野洲町が合併したのが平成１６年１０月１日です。それまでは２つの事業体ですから、当然一国二制度で合併時は動きました。その後、平成１８年の４月１日に旧町の料金を統一しまして、そのときは逆に値下げを行っております。といいますのは、一定そのときに繰越利益剰余金が２億円ほどございましたので、その利益剰余金のうち１億円を５年間で市民に一定還元をしようという判断がございまして、平成１８年４月１日には値下げとなりました。その後、平成２９年までについては、１０年間変更はございません。

スパンといいますか、先ほど申し上げました算定要領上は５年に１回が標準でして、今回の改定についても令和９年から令和１３年の５年間です。その５年間が今回の改定率で言いますと、まず５年間については必ず黒字で終わることが１つ。もう一つは、その間、資産維持費と申しまして、更新財源として毎年積み立てていく金額を今回ご提案させていただいています。それが４９％の改定で年間１億円ずつになります。

今回当初いただきましたのは４３％から４９％ということですが、４３％については年間５，０００万円となります。この５年後につきまして、それ以降につきましては、今回のシミュレーション上については、この５年間を黒字にするという前提で目標とすべき水準を設定しますので、その後については、またその５年後の状況に応じて再検討することになりますので、その先については、ちょっと今申し上げることは難しいかなと思います。

以上です。

○委員長（木下伸一）　田中遼委員。

○委員（田中　遼）　１０年スパンというのは分かりました。

３０号のほうで質問があるんですけども、災害時におけるという条件がついていますけど、今までの野洲の中で、これで逆にちょっと不便だったこと、かなり昔になるんですけど、野洲も災害に遭ったことはあります。かなり大昔ですけれども、これは今回の法律で初めて適用になるのか、以前ではこういうのが野洲の側もあったほうがいいと思う法律だったのか、そのあたりをちょっと知りたいです。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○上下水道事業所主席参事（大橋幸司）　上下水道課、大橋でございます。

今回は水道法の法改正に伴うものでして、それまでは先ほど説明もありました能登半島の地震を皮切りに、それまでは何ら法的な根拠なく集まって復旧活動をされてということであったんですが、こういった背景を受けて、と言いますのは、一定市が指定した業者さんだけではもちろん足りませんので応援をしてもらうんですが、ただ、応援してもらう業者さんにも、やはりどういうんでしょうか、あまりよろしくない業者さんというんですかね、いらっしゃいますので、そういう方が例えば野洲市内の給水装置を触っていただきますと、何かありましたときに、やはり被害を被るのは市民の方、事業者の方ですので、そのあたりについては、しっかりと野洲市が指定した同じレベルの指定した業者さん、全国にいらっしゃいますので、そういう方に来ていただくということが、今、全国的に改正をしているということになりますので、いわゆるその場でやって帰ってしまうような業者さんについては、今回、入れないということにされます。

以上でございます。

○委員長（木下伸一）　奥山委員。

○委員（奥山文市郎）　荒川委員同様、料金改定なんですけども、答申にありましたように、最終形については４９％値上げ、これはやむを得ないと思うんですけども、今、イラ

ン攻撃で原油価格が高騰して、インフラである電気、ガス、明らかに値上げされますね。この水道料金もインフラなんですよ。それで、数字だけで言えば４９％というのはすごく大きくなって、それが市民にとって、いろんな方がいらっしゃいますけども、激変緩和策、これを何とか取っていただけないかという話なんですよ。

２つあって、最終２段階で変えていくとか、それとか市からの支援、いわゆる出資金、午前中にありました予算で、８年度で７，３２０万か。それを４９％で５，０００万とおっしゃいましたよね。それを例えば、２，０００、３，０００万プラスしていただいて、それまでの激変緩和としてということであって、なかなか市民理解が今の段階で、この情勢ですね、上げるというのは非常に厳しくて、私たちいろいろな市民から話をするんですけども、もっとしっかりと理解できるようにして、それから、市民生活に支障をきたさないように頑張ってくださいというエールを、様々な多くの市民の方々からいただいているんですよ。

そのために、私たちもしっかりとこれは議論させていただきたいと思っております。何か激変緩和策はありますか。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○上下水道事業所主席参事（大橋幸司）　上下水道課、大橋でございます。

激変緩和というのは、いわゆる段階的に階段を上がるようにという意味でご指摘いただいているかと思います。先ほどもお話がありました、今回の改定は平成２９年から１０年間空いているということ、途中、令和３年度に検討いたしまして、そのときも一定今後のためにも少し改定が必要ではないかという意見ももちろんあったんですが、諸々の事情で、コロナ禍ということもありましたし、ここまでの物価上昇というのも分からない時期だった、また、一定黒字が確保できる見込みであったということなどから見送られた経緯がありまして、そういうことも背景に、いきなり大幅改定となった経過がございます。

今ご指摘ございました、例えばその改定を当初の２年間、３年間については２割にしておいて、その後また２割にしますと、例えば１．２掛ける１．２ですから、１．４４、４４％の改定と、着地点としてはそうなるんですが、一定先ほどの資産維持費を除いたとしても、シミュレーション上は、今の赤字の決算を黒字にして、なおかつ今の更新計画を着実に進めていくにあっては、最低３０％後半の改定がないと成り立ちません。

もちろん２割という形の改定になったとしても、一定の収支は改善には向かいますが、いわゆる更新の速度を落とさざるを得なくなります。特に昭和４０年代、５０年代の開発

団地を中心に漏水が多発しておりますので、それこそ漏水リスクなどを勘案しながら順番に進めておるんですが、そういった更新財源を確保しようと思いますと、今申し上げた最低３０後半の改定率が必要だと。

それを２０％に抑えてしまうと、中止はすることはありませんけれども、遅れます、全般的に。それが正しい選択なのかというところについては、大変苦しい選択、難しい判断を委員会の方もしていただきまして、私は、それは十分に尊重をさせていただきたいと思っておりますので、段階的な値上げということについては考えてございません。それがまず１点。

それから、繰入金の話でございますけれども、我々水道事業体からしますと、繰り入れる、いただく立場ですので、なかなか申し上げるところも限界があるんですが、ただ、地方公営企業のあり方として、繰入金に委ねるということは、いくつか課題があると思っておりまして、例えば水道の場合、下水道も電気もガスもそうですが、使われた方が使った分だけお支払いいただくというのが基本です。それが受益と負担の原則です。

今回繰入れという形になりますと、繰り出す側に特定財源があればもちろん構わないと思いますが、なかなかそういったことがないのが一般的な水道事業体と行政、市長部局との関係です。

その水道事業体の中で繰り入れてしまうと、例えば水道を使っていない方が税という形で間接的に水道事業に負担してしまう。そして、また赤字事業ですので、例えば災害のようなものが起こって、いっときだけしんどいのであればそれも１つかと思いますが、恒常的に今までの法定繰出金に加えて追加で市民の方にご負担いただくというのは、公営企業のあり方として、原則として少しなじまないのではないかなというふうに考えております。

もちろん国の物価対策の交付金でありますとか、必要な国の施策によるものについては、十分に活用して、今回の２月補正でも、物価対策、値上がり分、２００数十万円をご議決いただきまして、間接的にでありますが、水道事業会計については助かっていただいているんです。こういったことについては、今後とも十分に取り入れて進める予定ではありますけれども、繰入金については慎重な判断が必要かなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（木下伸一）　奥山委員。

○委員（奥山文市郎）　上下水道は公営企業会計ですので、独立採算というところがあって、それはおっしゃるとおりなんですけども、今回は激変緩和というところで、やはりイ

ンフラですから、そういう政治的な部分もあって、市からそういう市民生活を少しでも一気に困らないようにするために抑えていくという判断を、ある意味、国の物価高対策も、国民が困っているから支援をもらうんですよ。それを市で考えると、やはりそういった市の資金を暫定的に投与することも、それは受ける側の上下水道企業会計がするものじゃないんですけども、そういう総合的な、市として総合的な判断も必要かなという思いがあるんですよ。

それとか、国とか県に言って、どこも全国一緒だと思うんですけども、そういう財政的な支援をするとかね。そういうことを考えで、どうしてもあかん場合については、４９％というのがあるんですけども、そういう選択肢がある。全然あんまり模索していないでしょう。我々も今回初めて全協で聞いていましたけども、いきなり聞いたのは、この額ね、今初めてですから、もう少し何か市としてやっていく方策はないかなという検討期間をいただけないかなという話なんですよ。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○上下水道事業所長（飯田貴史）　上下水道事業所の飯田です。

いろいろとご意見ありがとうございます。非常に我々もそこは悩んでいるところなので、全然否定的でももちろんないんですけれども、参事がしっかり説明したので繰り返しになる部分がありますが、やっぱりまず、我々が検討したときに、どうしても赤字の解消も、これは譲れないところなので、多少の負担があってもこれは使用者さんにお願いしたいと。

次に、やはり議論になりましたのが、１０年間の計画を立てているんですけれども、やはり老朽化が進んでいる中で、野洲市は幸い大きな事故は起こってないんですけども、他の市町でも起こっていると。さらに言えば災害もあるということで、そういったことも含めた耐震対策とともに、１０年間の計画をしっかりと進めたいと。

これは先般、田中遼委員が一般質問で１２月にいただきましたけれども、その見通しが１０年間で約８０億円、１年当たりで平均しますと８億円ぐらいの平均になってくるんですけども、この財源をしっかり確保したいと。それに関して、委員さんも、やはりここはきっちり進めていってもらいたい、進めるべきだという意見がありましたので、その財源はしっかり確保させていただくと。

この段階で、先ほど参事が３０％後半と申し上げましたが、その時点の委員会の議論では、そこで３６％の水道料金の改定をしなければ、何らかの事業を見送る、あるいは後ろ倒しにしなければ維持ができないという、それが判断をちょっとしておりました。

その上で、１０年先、２０年先を考えていくと、少なくとも何らかの、いわゆる貯金的なものをしていかないと、後半が大変じゃないかというような議論をさせていただいたのが、５，０００万貯金するか、１億貯金するか。これは先ほど参事が申し上げた資産維持費に当たる部分なんですが、これは一応あくまでも参考までに、料金改定の指針でいきますと、理想的になるのか標準的になるのかちょっと表現は難しいんですが、３％を見ておいたほうがいいというような方向性があります。３％になると、本市では３億円になりますので、もう７０、８０という改定になるので、まずはやはり０．５から１かというところの議論で５，０００万、１億円と、そういった議論の経緯があります。

そこの上積みが３６％に５，０００万であれば７％、１億であれば１３％というところで４３％か４９％か、こんな話になりました。先ほど来、荒川委員も奥山委員もおっしゃっていただいたように、市民さんが今非常に大変な中で４９％上げるというのも、正直我々もちょっと心配はかなりしています。していますが、この委員会の中で、実はどのレベルが何とか受け入れてもらえるかなというのは、行政側で引くわけにはいきませんので、委員会で委員さんのほうのご意見をちょっと求めました。

そこで、先ほど何回か触れましたように、本市の場合は、水道と下水道の料金を合算でいただいている関係もあるので、率のイメージではなくて、実際にどれぐらいになるねんというところに着眼して、先ほど一例で申し上げましたけども、１万円ぐらいまでお支払いいただいている方については、１万２，０００円から２，５００円になる。要するに、２割前後になりますと。こういうような観点でのご説明をちょっとさせていただいたと。

そうなってきたら、委員さんのご意見が全てではもちろんありませんけれども、いろんなものが値段上がっているし、２割ぐらいやったらみんないろんなものが上がっている中で、仕方がないのとちゃうかなという形で受け止めてもらえるんじゃないかなという意見を何人かが述べられて、皆さんも、そんなことはないでというのは、それまでは意見がなかったので、我々もそこを一旦目安にして、提案をさせていただいた部分がございます。

とはいうものの、内部の努力の中で、先ほど奥山委員からもご指摘ありましたように、一般財源からいくらかなりとも入れられないかということに関しては、実は私、令和４年度から所長のほうに就任していますけれども、もうこれは赤字補てん的な意味合いも含めて、当時の財政部局や市長も含めて提案をさせていただいたんですが、４年度も５年度も、もう全然取り合ってもらえなくて、６年度に初めて、だから７年度の当初予算のときに初めて市長が道路の舗装の経費ということで、基準に入っていないですけれども、３，００

０万、都市建設部を経由してちょっと負担しようというところまでは持ってきたんですが、やはり赤字については、原則はきちっと守っておこうというところでございました。

今回、２月議会で市の考え方を提示させていただくに当たって、当然、政策調整部ともかなり話はしました。政策調整部側に立つつもりは全くないんですけれども、やはり一般財源で今余裕があるというか、余裕があるかというと、そこまでもないし、かといって、他のサービスを何か縮小してまで水道に負担できるかというと、そこもかなり議論が難しくなってくる。一方で、財政調整基金を取り崩して、例えば水道事業会計の補てんをする場合、片方でうちは将来に向けて貯金をしたいと言っているんですよね。そうすると、こっちの貯金を取り崩してこっちを貯金することで、根本の解決になるのかというと、ちょっとそこも悩ましい部分があって、そういうような話の中で、現時点では一般会計からこれ以上の、いわゆるルール以外の部分の負担というのは、やっぱりちょっと難しいのではないかと。

特に料金に影響させていこうと思うと、向こう３年ないし５年の確約がないと、料金体系まで決められませんので、一時的な補てんで、今年だけ取りあえず大変だし上げようかというような話では、その料金設定はちょっと触れないというところで、最終、非常に苦しいながらも４９％の提案にさせていただいたということなので、中で全く議論しなかったわけではないということだけはご了解いただきたいなというふうに思いますので、ちょっと長々となりましたが、回答とさせていただきます。

○委員長（木下伸一）　奥山委員。

○委員（奥山文市郎）　公営企業会計に対して、繰出金として一般的に普通交付税で、水道のインフラ、増えたところが落ちて、多分来ていると思うんです。それに加えて、４条の元利償還、病院だったら何か５０％とかあるんですけども、水道事業会計で、交付税算入されている部分がいくらなのかね。

それと、元利償還でルール上、地方公営企業会計が元利償還の起債の例えば何割かは交付税で入ってきますよ、その部分を市から公営企業会計に繰り出します。そういった金額的な情報というか、そんなデータはつかんではりますか。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○上下水道事業所長（飯田貴史）　上下水道事業所の飯田です。あくまでも水道事業会計に限った回答をさせていただきますと、消火栓の維持管理、これだけが、消火栓。要するに、火事のときに水をまいたりする、その辺の管理の関係の維持管理費だけが、いわゆる

ルール分として繰り入れていただいている部分が、恐らく交付税措置に当たっている部分で、うちがいただいています。それ以外は基本的にはございません。

であるとすれば、今までは水質とかの改善のために、うちが設備投資する場合に、いわゆる交付金、最初のイニシャル部分でのサポートの交付金はありましたけど、元利償還相当部分についての交付税措置、繰入れは基本的にはございません。今回、先ほど予算でもありました７，３２０万円は、あくまでも一般会計が借金をして、その借金して得たお金を上下水道会計に出してくれると。その一般会計側は、借金を返す際に２分の１国から交付税措置されて、２分の１は自前の一般財源で払いましょうと、こういうふうな話なので、上下水道会計に直接入ってくるものに関しては、現状は消火栓の維持管理の部分で７００万か８００万ぐらいしか、６００万ぐらいか、それぐらいだけです。現時点のルールではその状況です。

以上です。

○委員長（木下伸一）　荒川委員。

○委員（荒川泰宏）　財政調整基金の考え方やけども、基本的にはやはり、大きな項目の中には災害時に投入できるというように、財政調整基金はうたっているんですよね。その中で、財政調整基金を取り崩すのに、恐らく水道の皆さんの立場にとったら心苦しいだろうと。単独で自分らで何でやらへんのやというように見られる立場やから、非常に厳しい。立場上、関係者の職員さんは気の毒やなと思うところもあります。

午前中言いましたけども、昨日の読売をまた見てもらったら分かるように、財政調整基金を取り崩しているところが非常に多くなってきている。そこで、イベントを廃止したり公園を廃止していったりしているということが書いていますよ。

やはりライフラインのほうに力を注ぐほうが、市民はそっちのほうを重要視されると。あえて小さな祭りやっているよりは、そんなことをするお金があるんやったら、我々の日常のライフラインのほうにしてほしいというのが私は本音だろうと思いますし、先ほど老人会の話を申しましたけど、ここで議論している皆さん、我々は、皆一定の毎月の報酬をいただいている立場で、ある意味安定している立場なんですよ。

ここに審議に加わっていただいた委員の方々は、この間大体お名前聞いたら、我々以上に安定したばかりの人が審議してはるわけです。それから、一般の市民の人との生活レベルが全然違うんですよ。

ここで考えなあかんのは個々の生活レベルの方の立場に立って物事を考えないと、安定

した収入を得ている我々と全然違うので、そこのところをよく考えていかなければならないし、そのようなことからも、これは慎重に今後も検討をちょっと要するし、先ほど１３市の中の状況を聞いたら、例えば栗東市なんかは非常に低い中でもまだやっておられるということなんやから、何か工夫すればできるようなところがあるかも分からないので、私は個人的にも、他市の状況をもう一度しっかり勉強させていただいて、この関係については採決で早く関わりたいなと。こう思います。

よって、個人的には、私の意見としては、これは重大な案件なので、慎重に議員は継続審議するべきと、このように提案します。

以上です。

○委員長（木下伸一）　田中陽介委員。

○委員（田中陽介）　年１億円貯蓄というか、していくということで、５年だったら５億ということなんですけれども、これをこの５年の中で使うんじゃなくて、次の１０年に向けて使っていくということなのか、それまでにも、もう言うたらその５億を取り崩して、どんどん工事をしていかないかんことはしていくということなのか。その辺をちょっとお伺いします。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○上下水道事業所長（飯田貴史）　上下水道事業所の飯田です。

議会全員協議会のほうでもちょっと一部申し上げたんですけれども、あくまでも１億円は黒字から捻出される１億円を、これは会計上のテクニックになるんですが、建設改良積立金という項目がございまして、４条で事業をするときのいわゆる頭金のようなイメージを持っていただければいいと思うんですが、この形で年間１億ずつ積み立てていきたいと。ですので、これはお認めいただければになりますが、１０年たてば、一応大きな状況が変わらなければ１０億円たまりますので、１０年後の、また管路更新１０か年計画のときに、手持ち資金として１０億円ある状態で、言うたら事業計画が立てられるということになりますので、そうすると、１０年先の２０年先にたくさん管路更新があるやつを、多少なりとも大きく料金を上げずに前倒しができる、いわゆる財源になるのではないかというところで、準備がしたいというようなものでございますので、一応別枠で考えています。

ただし、一方で、この５年の間に、先ほども何回か出ていますように、我々もこの議論を検討するときには、アメリカとイスラエルがイランを攻撃してこのような状況になるということは想定していないです。ですので、我々の想定を上回る、例えば物価上昇があっ

たときには、やはり背に腹は代えられませんので、この１億の貯金を、ちょっと言葉はあれですけど、使わざるを得へんというケースも出てくるかも分かりませんが、あくまでもその時点での検討では、毎年１億円ずつためて、１０年先に１０億円ぐらいためられたら、選択幅が広がるよねというようなところでの提案とさせていただいているというものでございます。

○委員長（木下伸一）　荒川委員。

○委員（荒川泰宏）　本当にイランの想定ができなかったことが突然起こって、これは長引いたら、市内の法人税収が、がくっと今度落ちてきますよ。そこを見ると、非常にこれは慎重に検討しないとあかんなと。

　１つ思うんですけど、ふるさと納税、これは自由にある意味使える部分ですやん。６項目か７項目やったかな、細分されていますけど、その中で、これはもう財政担当が、そのうちのこの部分は、今回のこのライフラインの問題に使いましょうということを財政担当が判断したら、私はそれも可能ではないかなと思いますけど、この考え方はどうですか。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○上下水道事業所長（飯田貴史）　上下水道事業所、飯田です。

　荒川委員、私もちょっと実は同じ考えを持っていまして、先ほど説明させていただきました道路の舗装の負担金、令和７年度の予算から３，０００万円、８年度も提案させていただいているんですが、まさにこの３，０００万円の舗装というのは、市内の住宅環境の良化につながるので、ちょっと見えやすいところなので、そういう部分に関して、ふるさと納税を財源で充ててはどうかという提案はさせていただいています。

　ただ、最終、財政のほうはどこから資金調達するかということで、起債に充てるのかどうかというところは向こうの判断ですけれども、まさにおっしゃっていただいたように、提案させていただけるので、そういう形で安定的に継続して入れていただけるんであれば、そういった可能性もちょっと持っていけるんですけれども、あくまでも舗装負担なので、根本の経営とちょっと若干ずれますので、我々からの提案としては、そういう形でさせていただいているというものでございます。

○委員長（木下伸一）　他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　暫時休憩いたします。

（午後１時５４分　休憩）

（午後１時５４分　再開）

○委員長（木下伸一）　会議を再開いたします。

先ほど荒川委員から継続審査の動議が提出されました。

この際、本動議に対しての質疑、また、ご意見がございましたらこれを許します。

ご質疑、ご意見はございませんか。

田中陽介委員。

○委員（田中陽介）　継続審査ということで、どういった立てつけで、例えばいつまでどういう条件で審査するのかというのを考えておられたら教えてください。

○委員長（木下伸一）　荒川委員、どうぞ。

○委員（荒川泰宏）　これは基本的に議員を経験していたら分かると思いますけど、次の６月議会までが１つの基準となるというのが大体議会の流れです。

○委員長（木下伸一）　田中陽介委員。

○委員（田中陽介）　６月議会までに、どういう手順を踏んで審査を、何ていうのですか、このままもう１回６月に持っていっても何も変わらないと思うので、そこはどういう段取りをお考えですか。

○委員長（木下伸一）　荒川委員、どうぞ。

○委員（荒川泰宏）　ということは、特別委員会を６月議会までにまた開催をまずするということですね。

（「常任委員会」の声あり）

○委員（荒川泰宏）　常任委員会だ。常任委員会を開催するということですね。そこで今、手持ち資料が、私も他市の資料等は自分自身も持っていないので、これは調査して、自分で集めて、そこで検討していかなければならないと思います。

既に皆さん持っておられる中で判断しておられるのなら、そういう考え方もあるかも分かりませんけども、私は他市の状況等は完璧にまだ資料として押さえていませんし、それと、この６月の今度の議会までに、今のイランとアメリカとの戦争が、これがどういう流れになっていくのか。これをきちっと見極めないと、まだまだこの重油が上がってくるとかいうような傾向になってきたら、これはもう一大事ですから、ここ１、２週間は特にどういう流れになるのか、これは注視しなければならないというのが、考えを持っております。

以上です。

○委員長（木下伸一）　奥山委員。

○委員（奥山文市郎）　継続審議の場合の中の内容なんですけども、私が何度も言っていますけども、激変緩和策として、今まで、どうしても今の上下水道関係だけでは言えない部分、要するに、繰出元である市長部局の総合的な考え方、基金の繰り、そういうことも総合的に勘案しながらやらないと、これは解決しない問題だと思うんですよ。

だから、ちょっとこの場じゃなくてそういう市の財政当局も含めた形で、野洲市のインフラである水道を、安定的に市民の納得を得ながら料金改定していくというプロセスの議論をしないと、なかなか収まらない。私たち議員として決められない部分があると思うんですよ。そういうことも含めて、６月までにこの委員会で審議して、みんな合意するような形で持っていきたいということは、私は思っております。

○委員長（木下伸一）　他に質疑はございますか。

ないようであれば、他に議第３０号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議第３０号については、継続審査とする動議が提出されておりますので、本動議について採決をいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第３０号「野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例」は、本動議のとおり継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（少数挙手）

○委員長（木下伸一）　挙手少数です。

挙手少数であります。よって、議第３０号を継続審査するとする動議は否決されました。

次に、議第３０号について委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

田中陽介委員。

○委員（田中陽介）　先ほど荒川委員や奥山委員からいろいろ聞いた部分の、分かる部分も非常にあるんですけれども、先ほどから執行部が言っているように、すごいインフラは大事だというのをずっとおっしゃっているので、まず、それを担保するというのが第一で、そこから各市民、いろいろ大変な方、いろんな状況でいろんな方がおられます。例えば私

の周りでいろいろ説明して、この水道料金の値上げのことを説明したときに、それはやめてくれみたいな話は、あまり聞いていないですね。それはしょうがないよねという話を言ってくださっております。

必ずしも豊かというか、経済的に豊かな方ばかりではありませんが、そこは今まで野洲市が値段を抑えてきたこと、他市がどうかということとか、あとはその状況によっても、全然管の長さも違いますし、他市と単純に比べてもなかなかこれを比較するのは難しいかなということもあって、今、野洲市がこういうふうにしていくということをようやく出せたと。

荒川委員も前、全協で会計監査の方が、もっと早よ上げなあかんということをおっしゃっていたということですとか、前回の令和３年のときも、ほぼ全会一致で、これも上げなあかんというふうに、私はそこにいましたので、見に行っていましたので、なっていたのにもかかわらず、市は上げてこなかった。

このことは、私も指摘しましたけれども、議会もそれを分かっていながら上げてこなかったというのは、これは議会の責任でもありまして、そこをもっと前からしっかり追及して、上げなあかんやろうというふうに言っていたら、この値上げはなかったかもしれない。なかったというか、もうちょっと平準化できたかもしれないということも踏まえて、やはりこれ以上、後にツケを残していくというよりかは、今までちょっと安かった分、申し訳ないけど、ちょっと取れていなかった分を今の世代に負担していただくということで、これからの負担率を下げていって、持続可能な下水道、上水道事業をやっていくということでよいのではないかと。

また、５年間やって、状況が変わって、非常に余裕があり過ぎる状況だということになれば、前回の中主と野洲が合併したときに、逆にちょっと値段を下げたということもあるように、その時点を見てどうかということは、また次に判断するのも１つではないかなというふうに私は思いますので、今回はこれをしっかり説明、市民の方に説明を我々もしないといけませんし、説明した上で、ご理解いただくのがいいかなと。そして、本当に苦しいところに関しては、また別の手当てをするべきではないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（木下伸一）　他に討議はございますか。

岩井委員。

○委員（岩井智惠子）　すみません、岩井です。

今、継続審議ということで提案も出されましたけれども、私といたしましては、世界情勢から、また、今日本が受けている、これから受けようとする非常に厳しい情勢があるということは、当然理解はしております。しかし、上水道、また、下水道、配水管の老朽化とか漏水ということについては、予想もできないほどに大きなことで現れてくる場合も、災害、水害のときにも、またとんでもない方向性も、もっともっと大きなお金がかかるということも心配されます。

いずれもこれはインフラ整備でありまして、私たちの生活に関係してくる大事なことでもありますので、災害というものは取りあえずなってからやるんじゃなくて、なるまでの間にいろんなことをしていかなければならないということを痛切に感じておりますので、この上がった機会に、しっかりとそこらもしていかなければ、整備を進めていかなければならない。事前の整備ということは、私は大事と思っておりますし、１０年の経過ということもありますので、私は、今ちゃんと整備をしていただくということに賛成いたします。

以上です。

○委員長（木下伸一）　荒川委員。

○委員（荒川泰宏）　継続審査提案が否決されたことは残念に思いますけども、ただ、財政調整基金の使い方、それから、ふるさと納税の使い方、きちっとあるわけですから、それを使わずして、ただ上げるという形になりますので、残念な結果だろうと思います。もっと財政調整基金、ふるさと納税の有効な使い方を市民のために考えるべきやと言うておきます。

○委員長（木下伸一）　他に討議はございますか。

奥山委員。

○委員（奥山文市郎）　荒川委員と私も残念なんですけども、今回のインフラである水道料金値上げについては、来年４月１日ということで、すぐじゃないと、時間があると。そういう拙速に議論するんじゃなくて、もうちょっと慎重に、その中にはやはり財源ですね。今、荒川委員がおっしゃいましたように、基金ですね。結局市長部局としてまちづくり、自分の理想か公約か知りませんけども、そこで行政財産、普通財産を有効に使うのか、それとも、インフラですから、全ての２万戸に関係するインフラですから、それを助けるために財産処分はやむを得ない。いわゆるそのために基金に積んでいって、それでも市民のために、５万人のためにインフラ、生活支援するよという姿勢、そういうてんびんに、極論的に言えば選択になると思うんですけども、そういった議論をしていかないと、公営企

業単独で議論してもらちが明かない話ですから、そういう機会が欲しいといったことで、継続審議をして、市長部局と共に、この野洲のためにまちづくりが大事なのか、インフラがちゃんと大事なのか、そういう議論をしたかったということで、私は継続審議を望んだわけですけども、それは今言っても仕方ないので、また違った場面で、そういうことは議論していきたいと思います。

以上です。

○委員長（木下伸一）　他に討議はございますか。

田中遼委員。

○委員（田中　遼）　少し話が広くなってしまうんですけれども、今の戦争の話というのは、ちょっと名指しで言うのもあれなんですけど、それはアメリカの大統領が彼である以上は、避けては通れないのかなと。仮に継続審議になっても、その審議の先にまた平和になっているというのは相当考えにくいわけです。

リスクはこの４年、あと３年かな、３年はもうあり続けるわけですので、大変なときだからという理由は、あまりちょっと、残念ながら、それはパートナーのアメリカがああいう状態ですので、それはもう仕方がないことだと思っています。それこそまさに総理大臣の力をもって安定していただくことであり、我々野洲の中の仕事の範囲というのは超えた議論なのかなというふうに思っていますので、継続したからといって好転化するというのは考えにくいかなというふうに思っております。

○委員長（木下伸一）　田中陽介委員。

○委員（田中陽介）　あと、困っている方のふるさと納税とかいろんなお金を入れていくということに関しては、私はちょっと制度をしっかりつくる必要はあるかなと思っていまして、今までおっしゃっているように、水道料金は皆さんにかかりますので、言うたらお金を持っている人も一律安くするということは、便益があるということですよね。一方で、先ほどおっしゃっていた、本当に苦しい方に対してのものが必要なのであれば、やはりそういう方にちゃんと届く、量的にも本当に必要な分、水道料金で本当に足りるのか、本当にもうちょっと助けが必要なのか。

その辺は、水道料金となると一律の議論になってしまいますので、そこを水道料金、所得に合わせてとかとなったら、それこそ膨大な事務が発生してしまいますので、そこはまた別の枠で、どうやってお金を使って皆さんの生活を支えていくかということは、議論していくのは全然僕もいいと思いますし、ちょっとまた別のレイヤーでやるのがいいかなと

思います。

○委員長（木下伸一）　他に討議はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第３０号「野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例」は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（木下伸一）　挙手多数であります。よって、議第３０号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第３１号「野洲市下水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議第３１号について、関係部より説明を求めます。

どうぞ。

○上下水道事業所長（飯田貴史）　上下水道事業所の飯田です。

議第３１号「野洲市下水道条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案書は７９ページ、８０ページでございます。

本議案は、先ほどの水道事業と同様に、令和６年能登半島地震では、被災した配水設備の復旧が遅れたことから、国土交通省からの通知に基づき、他の市町村長が指定した指定工事者による配水設備工事の実施を可能とするための改正を行うものです。

本条例は公布の日から施行します。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（木下伸一）　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第３１号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第３１号「野洲市下水道条例の一部を改正する条例」は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（木下伸一）　挙手全員であります。よって、議第３１号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第３４号「市道路線の認定について」を議題といたします。

議第３４号について、関係部より説明を求めます。

どうぞ。

○都市建設部次長（今在家裕幸）　都市建設部、今在家です。よろしくお願いいたします。

それでは、議第３４号「市道路線の認定について」をご説明申し上げます。

議案書は８７、８８ページです。

議案関係資料につきましては、２ページから５ページでございます。

議案書の８８ページをお願いいたします。今回認定いたします路線は２路線でございます。これらの路線につきましては、開発行為により帰属を受けた公衆用道路であり、住宅地開発の完了に伴いまして、新たに市道として認定するものでございます。

それぞれの路線の位置につきましては、議案関係資料でご確認をお願いいたします。

２ページ、３ページが野々宮山口線の位置図、区域図でございます。冨波の住宅に隣接する農地を開発され、道路を整備されたものでございます。

また、４ページ、５ページが縄手笹井田線の位置図、区域図でございます。栄地先の野洲第２保育園跡地を開発され、道路を整備されたものでございます。

これらにつきまして、道路法第８条第２項の規定に基づきまして、路線の認定につき議会の議決を求めるものでございます。

以上、議第３４号「市道路線の認定について」のご説明といたします。

○委員長（木下伸一）　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第３４号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第３４号「市道路線の認定について」は本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（木下伸一）　挙手全員であります。よって、議第３４号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

この際お諮りいたします。委員会報告の作成につきましては、私に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　ご異議なしと認めます。よって、私に一任いただくことに決しま

した。

次に、次第４、議第３０号他閉会中の継続審査または調査に付すべき事件についてですが、何か申出すべき案件はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　ないようですので、これをもって日程の全てを終了いたします。

これをもって、環境経済建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午後２時１６分　閉会）